福知山市議会議長 田渕 裕二 様

産業建設委員会委員長 小松 遼太

委員会審査報告書

本委員会に付託された議案について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 委員会付託議案

- ・ 議第124号 福知山市教育集会所条例の一部を改正する条例の制定 について
- ・ 議第125号 福知山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条 例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議第126号 福知山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制 定について
- ・ 議第129号 福知山市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- ・ 議第130号 福知山市スポーツ推進計画(中間評価・見直し)の策 定について
- ・ 議第137号 福知山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議第138号 福知山市温水プール条例を廃止する条例の制定について
- ・ 議第143号 市道の認定及び路線変更について

2 審査の概要

3月7日に委員会を開催し、地域振興部、建設交通部、上下水道部から 議案について詳細な説明を受け、議案審査を行いましたので、概要につい て報告します。

初めに議第124号について、「予算は昨年度比で約110万円の減額

となっているが管理内容の変更はあるか」を問う質疑があり、「業務内容 に大きな変更はない」との答弁がありました。

次に議第125号について、「地方自治法の改正に伴う影響」を問う質疑があり、「今回の改正は指定公金事務取扱制度が新設され新たに条項が追加されたことによる条ずれに伴うもの」との答弁がありました。

次に議第126号について、「水道事業の所管が変わることでの安全安心で生命に関わるライフラインである水道への影響」を問う質疑があり、「今回国が示しているのは、水道整備と管理行政の機能強化であり、所管が環境大臣と国土交通大臣へわかれていく。水質又は衛生の管理は環境の保全等の知見があるため環境大臣へ、水道整備は社会資本の総合的な整備に関する知見があるため国土交通大臣へ移管となった」との答弁がありました。続いて「水道事業にも社会資本整備総合交付金を活用してインフラ整備ができるのか」を問う質疑があり、「今後は社会資本整備の計画を立てていくので交付金を活用できる」との答弁がありました。

次に議第129号について、「みわ上川合住宅の改修は、今までは福知山市過疎地域持続的発展市町村計画の中に入っていなかったのか」を問う質疑があり、「計画を策定した時点では具体的な事業の予定がなかったので入れていなかった」との答弁がありました。続いて「計画の中に、福知山市公共施設マネジメント基本計画との整合、を追加されているが、地元や民間への譲渡の計画があるのか」を問う質疑があり、「みわ上川合住宅はお試し住宅として使用しており、施設の改修に過疎の財源を使いたい。施設の方向性は現在のところ維持管理や長寿命化で変更はない」との答弁がありました。

次に議第130号について、「全国大会等出場選手・団体件数目標数値が、令和10年度に180件と、令和4年度実績の59件と比較して、大幅に増加している理由」を問う質疑があり、「全国大会等出場選手・団体件数が140件という年もあり、過去の実績やコロナの影響がなくなったことを勘案して当初計画通りの目標数とした」との答弁がありました。続いて、「目標を達成するための手法」を問う質疑があり、「令和5年度からトップアスリートを福知山市に招聘して、子どもたちがトップ選手の技術や人柄に触れられる機会を作った。指導者育成の観点からも有効だと考えており、若年層のうちから質の高い体験をし、将来的に技術を伸ばして目標の180件を達成したい」との答弁がありました。また「パブリックコメント後の変更点」を問う質疑があり、「主要スポーツ拠点の陸上競技場欄に(サッカー場)を追記し、多目的に使える競技場として整備する準備

を進める、と明記した。また、計画の推進体制欄にふるさと納税等の活用 を追記しあらゆる財源の確保を検討し取り組むという方針を記載した」と の答弁がありました。

次に議第137号について、「条例を改正する理由」を問う質疑があり、「地区計画を策定した際の日本標準産業分類は平成25年10月改定が現行だったため条例に記載していたが、昨年7月の告示で日本標準産業分類平成25年10月改定分は廃止になり、新たに日本標準産業分類が定められたため、平成25年10月改定、の記載は削除した」との答弁がありました。続いて、「地区計画は他にもあると思うが、他に該当する条例」を問う質疑があり、「他に該当する条例はない」との答弁がありました。

次に議第138号について、「旧温水プールの跡地の活用」を問う質疑があり、「建物の再利用を検討したが、ガラス張りの特殊な建物であることや老朽化が著しいため建物の再利用は不可能と判断した。解体後に利活用を検討する」との答弁がありました。続いて、「条例を廃止しても、第1条に記載のあった目的はどこかで引き継がれるのか」を問う質疑があり、「民間事業者が運営する新しい温水プールで引き継いでいただく」との答弁がありました。

次に議第143号について、「市道の付け替えが認定される場合」を問う質疑があり、「市が道路改良を実施した場合、また、それに伴って本線との取り合い道路を改良した場合、公共工事で付け替えが行われた場合などがある」との答弁がありました。さらに、「道路を付け替える理由」を問う質疑があり、「事業の内容により異なるが、地元の要望や様々な道路状況の変更などである」との答弁がありました。また「新設にしては幅員が狭い箇所がある理由」を問う質疑があり、「新設箇所の広さは十分確保されているが道路全線を見ると改良をしていないところで一部狭い箇所がある」との答弁がありました。

反対討論

なし

賛成討論

なし

3 審査結果

・議第124号 全員賛成で原案可決

- ・議第125号 全員賛成で原案可決
- ・議第126号 全員賛成で原案可決
- ・議第129号 全員賛成で原案可決
- ・議第130号 全員賛成で原案可決
- ・議第137号 全員賛成で原案可決
- ・議第138号 全員賛成で原案可決
- ・議第143号 全員賛成で原案可決